

銀雀山漢簡「將義」篇に見る將の要件

三六

石井 真美子

一九七二年に山東省臨沂縣（現臨沂市）で發掘された銀雀山漢墓竹簡に「將義」と題される篇がある。この篇は一九七五年に整理發表された段階では『孫臏兵法』のものとしてされていたが、一九八五年の『銀雀山漢墓竹簡（壹）』（文物出版社）發表時點では、『孫臏兵法』のものではなかったとして外された。その後、二〇一〇年に發表された『銀雀山漢墓竹簡（貳）』（文物出版社）では、佚篇のひとつとして論政論兵之類に分類されている。筆者は「『銀雀山漢墓竹簡（貳）』譯注（五）」（村田進氏・山内貴氏との共著、『學林』第六十四號、二〇一七年三月、以下「譯注」）で「將義」篇の譯注を發表したが、本稿ではその内容について他篇との關連を含めて再検討し、補足を加えたい。

一、「將義」篇に見られる將の要件

まずは、「將義」篇全文を掲げる。（□は整理小組が補った字、□は判讀不能な字を示す）

義將

將者不可以不義、【不】義則不嚴、【不嚴】則不威、【不威】則卒弗死。故義者、兵之首也。將者不可以不仁、不仁則軍不剋（克）、軍不剋（克）則軍无功。故仁者、兵之腹也。將者不可以无德、无德則无力、无力則三軍之利不得。故德者兵之手也。將者不可以不信、不信

則令不行、令不行則軍不搏、軍不搏則无名。故信者、兵之足也。將者不可以不智（知）勝、不智（知）勝……則軍无□。故夫（決）者、兵之尾也。 ● 將義

義將

將は以て義ならざるべからず、義ならざれば則ち嚴ならず、嚴ならざれば則ち威あらず、威あざれば則ち卒死せず。故に義は、兵の首なり。將は以て仁ならざるべからず、仁ならざれば則ち軍克たず、軍克たざれば則ち軍に功無し。故に仁は、兵の腹なり。將は以て德无かるべからず、德无ければ則ち力無し、力无ければ則ち三軍の利得られず。故に德は兵の手なり。將は以て信あらざるべからず、信あざれば則ち令行はれず、令行はれざれば則ち軍搏（專）ならず、軍搏（專）ならざれば則ち名無し。故に信は、兵の足なり。將は以て勝を知らざるべからず、勝を知らざれば……則ち軍□無し。故に決は、兵の尾なり。 ● 將義^②

「譯注」でも注記したが、簡には缺損は見られないものの、他の文から考えると「不智（知）勝」と「則軍无□」の間には「故智勝者、兵之□也」と「將者不可以不夫」が入るはずで、およそ一簡分の文が脱落していると思われる。そのため一部不明な箇所はあるものの、「將義」篇で述べられている將の要件とは以下のようになる。

〈要件〉 〈附帶して發生する要素〉 〈結果〉 〈兵における位置〉

①義 嚴 威 死力を盡くす 首

②仁 剋(克) 功績をあげる 腹

③徳 力 利が得られる 手

④信 令行 樽(専) 功名があがる 足

⑤智(知)勝 (缺文)

⑥夬(決) (缺文) 尾

「將義」篇ではこれらの要件・要素が「AでなければBならず……」と否定形で述べられている。

一方、先秦から漢代にかけて成立したと思われる、主な兵書および兵(軍事)に關連した篇を見ると、將の要件、あるいは逆に避けるべき要素としては以下のように述べられている。

將者、智、信、仁、勇、嚴也。(『孫子』計篇)^③

將は、智・信・仁・勇・嚴なり。

故將有五危。必死可殺也、必生可虜也、忿速可侮也、廉潔可辱也、愛民可煩也。凡此五者、將之過也、用兵之災也。(同右・九變篇)

故に將に五危有り。必死は殺され、必生は虜とされ、忿速は侮られ、廉潔は辱められ、民を愛するは煩わさるるなり。凡そ此の五者は、將の過ちなり、用兵の災なり。

所謂五材者、勇、智、仁、信、忠也。勇則不可犯、智則不可亂、仁則愛人、信則不欺、忠則無二心。(『六韜』龍韜・論將篇)^④

所謂る五材とは、勇・智・仁・信・忠なり。勇なれば則ち犯されず、智なれば則ち亂されず、仁なれば則ち人を愛し、信なれば則ち欺かず、忠なれば則ち二心無し。

將不仁、則三軍不親。將不勇、則三軍不銳。將不智、則三軍大疑。將不明、則三軍大傾。將不精微、則三軍失其機。將不常戒、則三軍失其備。將不彊力、則三軍失其職。(同右・奇兵篇)

將が仁ならざれば、則ち三軍は親しません。將が勇ならざれば、則ち三軍は鋭

ならず。將が智ならざれば、則ち三軍は大いに疑ふ。將が明ならざれば、則ち三軍は大いに傾く。將が精微ならざれば、則ち三軍は其の機を失ふ。將が常には戒めざれば、則ち三軍は其の備へを失ふ。將が強力ならざれば、則ち三軍は其の職を失ふ。

故將之所慎者五。一曰理、二曰備、三曰果、四曰戒、五曰約。理者、治衆如治寡。備者、出門如見敵。果者、臨敵不懷生。戒者、雖克如始戰。約者、法令省而不煩。(『吳子』論將篇)^⑤

故に將の慎む所の者に五あり。一に曰く理、二に曰く備、三に曰く果、四に曰く戒、五に曰く約。理は、衆を治むること寡の如くす。備は、門を出でて敵を見るが如くす。果は、敵に臨みて生を懷はず。戒は、克つと雖も始めて戰ふが如くす。約は、法令は省して煩はしめず。

知此四者、乃可爲將。然其威、徳、仁、勇、必足以率下安衆、怖敵決疑。(同右・論將篇)

此の四つを知る者は、乃ち將と爲すべし。然して其の威・徳・仁・勇、必ず以下を率ひ衆を安んじ、敵を怖れ疑を決するに足る。

將者、上不制於天、下不制於地、中不制於人、寬不可激而怒、清不可事以財。(『尉繚子』兵談篇)^⑥

將は、上は天に制せられず、下は地に制せられず、中は人に制せられず、寬にして激して怒るべからず、清にして事ふるに財を以てすべからず。

軍讖曰、將能清、能靜、能平、能整、能受諫、能聽訟、能納人、能採言、能知國俗、能圖山川、能表險難、能制軍權。(『三略』上略)^⑦

軍讖曰く、將は能く清、能く靜、能く平、能く整、能く諫を受け、能く訟を聞き、能く人を納れ、能く言を採り、能く國の俗を知り、能く山川に圖り、能く險難に表し、能く軍權を制す。

軍讖曰、慮也、勇也、將之所重。動也、怒也、將之所用。此四者、將之明誠也。(同右・上略)

軍讖曰く、慮や、勇や、將の重んじる所なり。動や、怒や、將の用ふる所なり。此の四者は、將の明誠なり。

將者必有三隧、四義、五行、十守。所謂三隧者、上知天道、下習地形、中察人情。所謂四義者、便國不負兵、爲主不顧身、見難不畏死、決疑不辟罪。所謂五行者、柔而不可卷也、剛而不可折也、仁而不可犯也、信而不可欺也、勇而不可凌也。所謂十守者、神清而不可濁也、謀遠而不可慕也、操固而不可遷也、知明而不可蔽也、不貪於貨、不淫於物、不隘於辯、不推於方、不可喜也、不可怒也。〔淮南子〕兵略訓^⑧

將は必ず三隧、四義、五行、十守を有つ。所謂る三隧とは、上は天道を知り、下は地形を習ひ、中は人情を察す。所謂る四義とは、國を便にして兵を負らず、主の爲に身を顧ず、難を見て死を畏れず、疑を決して罪を辟けず。所謂る五行とは、柔にして卷くべからず、剛にして折れるべからず、仁にして犯すべからず、信にして欺くべからず、勇にして凌ぐべからざるなり。所謂る十守とは、神清くして濁るべからず、謀遠にして慕うべからず、操固にして遷すべからず、知明らかにして蔽ふべからず、貨を貪らず、物に淫せず、辯に隘らず、方に推さず、喜ぶべからず、怒るべからざるなり。

將は君主の命を受けて戦うものであるが、「君命有所不受（君命の受けざる所有り）」（『孫子』九變篇）というように、戦場では軍の指導権を握る。したがって「故知兵之將、生民之司命、國家安危之主也（故に知る兵の將は、民を生かすの司命なり、國家安危の主なり）」（『孫子』作戰篇）と國の命運に關わるため、將に求められる人格的要件はいずれも嚴格である。「將義」篇に擧げられている「仁」「信」「智（知）」は多くの書でも將の要件として擧げられ、「徳」も『吳子』で擧げられている。ただし、どの要件をより重要視するかは兵書により異なる。

以下、これらの兵書等と比較して「將義」篇のそれぞれの要件につい

て、その論理展開を見ながら再検討したい。

1、義↓嚴↓威の展開

①の「義」については、篇題（あるいは節題か）とされているとおり、この篇では「兵之首也」と將にとつて最も重要な要件とされている。この文では、將が義でなければ嚴にならず、嚴でなければ威がなく、威がなければ士卒が死地に赴かない、といい、「義」の重要性を説く。しかし、前掲の諸書の要件を見ると、他の兵書で明確に「義」を將の要件として擧げているものは無い。『孫子』では用間篇に「非仁・義不能使間（仁義に非ざれば間を使ふ能はず）」とあつて、間者^{スパイ}を使う側の要件としてのみ擧げられているが、ここでは「仁義」と併稱され「義」單獨の用例ではない。そもそも「義」という語は様々な意味を持つ。白川靜氏によれば「羊に鋸を加えて截り、犠牲とする。その牲體に何らの缺陷もなく、神意にかなうことを「義し」といふ」とし、「宜」と通用して「よい、便宜、すぐれる」の意^⑨という。つまり、その社會・集團で正しい、良いとみなされる事を指すのが本義である。

儒家思想においては、五常、すなわち仁義禮智信について、後漢・班固編の『白虎通徳論』情性篇に、

五常者何。謂仁・義・禮・智・信也。仁者、不忍也、施生愛人也。義者、宜也、斷決得中也。禮者、履也、履道成文也。智者、知也、獨見前聞、不惑於事、見微者也。信者、誠也、專一不移也。故人生而應八卦之體、得五氣以爲常、仁・義・禮・智・信是也。

五常とは何ぞや。仁・義・禮・智・信を謂ふなり。仁は、忍びざるなり、生を施し人を愛するなり。義は、宜なり、斷決して中を得るなり。禮は、履なり、道を履みて文を成すなり。智は、知なり、獨り見て前に聞き、事に惑はず、微を見る者なり。信は、誠なり、專一にして移らざるなり。故に人生ま

れて八卦の體に應じ、五氣を得て以て常と爲す、仁・義・禮・智・信是なり。とある。^⑩ ここでは「義」は宜であり、判断して中庸を取ることとされている。「將義」篇の「義」も概ねは「正」「宜」の意味だと思われるが、儒家思想の「義」と兵書の「義」は果たして全く同じものとみなせるのだろうか。

そこで、諸書で將に限らず兵における「義」について述べられている箇所をいくつか検討する。まず、『司馬法』仁本篇に、

古者、以仁爲本、以義治之之謂正、正不獲意則權。

古者は、仁を以て本と爲し、義を以て之を治むをこれ正と謂ひ、正の意を獲ざるは則ち權。

とある。金・施子美はこの文に注して「兵以合宜而動、故治之以義（兵は宜に合ふを以てして動く、故に之を治むるに義を以てす）」、明・劉寅は「義者心之制。其用則主於斷、斷莫先於因事之宜而治之。……（中略）……對言之、則仁爲體而義爲用也（義は心の制なり。其の用は則ち斷を主とす、斷するに事の宜しきに因るより先んずる莫くして之を治む。……對へて之を言ふ、則ち仁は體たりて義は用たり）」という。^⑪ 『太平御覽』卷二七〇ではこの文を引いて「古司馬兵法曰、古者以義理之謂之正、正不獲意則權」とし、「治民、用兵、止亂、討暴、必以義也（民を治め、兵を用ひ、亂を止め、暴を討つは、必ず義を以てするなり）」と注が附されている。また定爵篇には、

凡治亂之道、一曰仁、二曰信、三曰直、四曰一、五曰義、六曰變、七曰專。

凡そ亂を治むるの道は、一に曰く仁、二に曰く信、三に曰く直、四に曰く一、五に曰く義、六に曰く變、七に曰く專。

とあり、施注に「理財正辭、禁民爲非曰義、爲其得宜也（財を理め辭を正し、民の非を爲すを禁ずるを義と曰ふ、其の宜しきを得ると爲すなり）」、劉注に「義者、事之宜也（義は、事の宜しきなり）」とある。さらに嚴位篇に、

凡民、以仁救、以義戰、以智決、以勇間、以信專、以利勸、以功勝。凡そ民は、仁を以て救い、義を以て戦い、智を以て決し、勇を以て間し、信を以て專し、利を以て勸め、功を以て勝つ。

とあり、施注に「有義以勵之、則人慕其義、莫不視敵而前、冒難而進、其爲戰也、固出於義。蓋爭義不爭利、以義豈不足戰乎（義有りて以て之を勵ませば、則ち人其の義を慕ひ、敵を視て前み、難を冒して進まざる莫し、其の戰を爲すや、固より義に出づ。蓋し義を争ひ利を争はず、義を以て豈に戰ふに足らざらんや）」、劉注に「以義激之使戰（義を以て之を激まし戦はしむ）」とある。以上のように、『司馬法』では「義」は一方では人を激勵する要素となり、一方では「宜」に通じ、すじ道にかなう、あるべき規範を示す。つまり、その「義」がすじ道にかなう規範であるゆえに、戦いの正當な理由になるのである。

次に『六韜』を見てみると、文韜・文師篇に、
與人同憂同樂、同好同惡者、義也。義之所在、天下赴之。

人と憂ひを同にし樂を同にし、好を同にし惡を同にするは、義なり。義の在る所、天下之に赴く。

とあり、施注に「至於義則以宜爲尙。憂樂好惡一合於宜、則必當與之共之。武王應人以興、則其憂樂好惡必與之同、其義可知也（義に至っては則ち宜しきを以て尙しと爲す。憂樂好惡一にして宜しきに合へば、則ち必ず當に之と之を共にすべし。武王は人に應じ以て興す、則ち其の憂樂好惡必ず之と同じうす、其の義知るべきなり）」、劉注に「與衆人同其憂、同其樂、同其所好、同其所惡、此義也。義之所在、天下來赴之（衆人と其の憂ひを同じうし、其の樂を同じうし、其の好む所を同じうし、其の惡む所を同じうす、此れ義なり。義の在る所、天下來りて之に赴く）」とし、「宜しきに合う」範圍内で、民と價值觀を同じくすることと解釋している。また文韜・明傳篇に、

故義勝欲則昌、欲勝義則亡。

故に義欲に勝てば則ち昌^{さか}え、欲義に勝てば則ち亡ぶ。

とあり、劉寅は「義者心之制、事之宜、乃天理之公也（義は心の制なり、事の宜しきなり、乃ち天理の公なり）」と『司馬法』仁本篇と同じ「義者心之制」という注をつけている。さらに、文韜・六守篇では、

一曰仁、二曰義、三曰忠、四曰信、五曰勇、六曰謀、是謂六守。……貴之而不驕者、義也。

一に曰く仁、二に曰く義、三に曰く忠、四に曰く信、五に曰く勇、六に曰く謀、是を六守と謂う。……之を貴くすれども驕らざるは、義なり。

と述べられ、劉注に「義者處物而得其宜也。……義者心有裁制而處事得宜、故貴之而不驕（義なる者は物に處して其の宜しきを得るなり。……義なる者は心に裁制有りて事に處すに宜しきを得、故に之を貴くすれども驕らず）」という。やはり「裁制」があつて宜しきところになうようにすることである。龍韜・奇兵篇には、「戰必以義者、所以勵衆勝敵也（戦は必ず義を以てするは、衆を勵まし敵に勝つ所以なり）」とあり、施注に「蓋師出有名、事乃可成。故直者爲壯、曲者爲老。戰必以義、則其名之正、其師之直、宜其衆有所持而可以勵之、以勝敵也（蓋し師の出づるに名有りて、事乃ち成るべし。故に直き者は壯なりと爲し、曲れる者は老れたりと爲す。戦は必ず義を以てするとは、則ち其の名の正しきなり、其の師の直きこと、宜しく其の衆の持す所にして以て之を勵ますもの有るべくして、以て敵に勝つなり）」として『司馬法』の「義」と同じものと解釋している。

その他には、『淮南子』兵略訓に、
故霸王之兵、以論慮之、以策圖之、以義扶之。

故に霸王の兵は、論を以て之を慮り、策を以て之を圖り、義を以て之を扶く。兵之所以強者、民也。民之所以必死者、義也。義之所以能行者、威也。

兵の強き所以の者は、民なり。民の必ず死す所以の者は、義なり。義の能く

行はるる所以の者は、威なり。

とあり、後者の文が「死」「威」という語と結びつくところで「將義」篇と近い。

なお、さきに『孫子』に「仁義」という語が出てきたことを述べたが、同じ銀雀山漢簡の『孫臏兵法』（『銀雀山漢墓竹簡「壹」所收）見威王篇に「卒寡而兵強者、有義也（卒寡くして兵強き者は、義あればなり）」とあり、同篇のなかで、

故曰、徳不若五帝、而能不及三王、知（智）不若周公、曰、我將欲責（積）仁義、式禮樂、犇（垂）衣常（裳）、以禁爭掄（奪）。此堯舜非弗欲也、不可得。故舉兵繩之。

故に曰く、徳は五帝に若かず、而して能は三王に及ばず、智は周公に若かざるに、曰く、我は將に仁義を積み、禮樂を式ひ、衣裳を垂れて、以て爭奪を禁ぜんと欲す、と。此れ堯・舜も欲せざるに非ざるも、得べからず。故に兵を擧げてこれを繩せしなり。

と批判していることからすると、兵書でいう「義」は「仁義」に包括されるものではなく、別のものとして考える必要がある。「將義」篇では「不」義則不嚴、【不嚴】則不威、【不威】則卒弗死」であり、「嚴」や「威」と結びつく「義」である。李零氏は『司馬法』の「義」について「正義」と譯しつつ、注で「引申爲合乎禮法規定的行爲規範」として¹³いる。『荀子』大略篇では「義、理也、故行（義は、理なり、故に行ふ）」と道理の意味とし、前述の『六韜』劉寅注も「天理之公也」と宋學における「理」、つまり絶対化された公的倫理に近いとみなしている。それが心理 upper のように働かゆえに、法令制度と關係のある「嚴」や「威」と結びつくのである。よって、ここでは法に近い、倫理上の規程規範と解釋するのがよいと思われる。

次に、嚴と威の關係について考えてみると、『荀子』議兵篇などに「嚴

令繁刑、不足以為威（令を厳しくし刑を繁しくすれども、以て威と爲すに足らず）」（『淮南子』兵略訓、『韓詩外傳』卷四などにも見える）とあり、「嚴」と「威」の関係が述べられている。この文はいずれも禮や徳が必要なことを説く文脈の中の句で、逆説的に述べられているが、實際には『韓非子』飾邪篇に「故先王明賞以勸之、嚴刑以威之。賞刑明則民盡死、民盡死則兵強主尊（故に先王は賞を明らかにして以て之に勸め、刑を厳しくして以て之を威す。賞刑明らかなれば則ち民死を盡し、民死を盡せば則ち兵強く主尊はるる）」とあるように、制度・刑罰・法令を「嚴」にすることが「威」につながる。『荀子』にも「制號政令欲嚴以威（制號政令は嚴にして以て威なるを欲す）」（議兵篇）とある。「威」は軍の統率に缺かせないものであり、『六韜』龍韜・將威篇には「將何以爲威。……刑上極、賞下通、是將威之所行也（將は何を以て威と爲すか。……刑上に極まり、賞下に通ずるは、是れ將の威の行はるる所なり）」とあり、賞罰の徹底が「威」を確立することにつながるとしている。なお、『孫子』では「嚴」のみが將の要件として挙げられているが、注に「嚴者、以威刑肅三軍也（嚴は、威刑を以て三軍を肅すなり）」（唐・杜牧注）、「嚴能立威（嚴にして能く威を立つ）」（宋・梅堯臣注）、「嚴者、以威嚴肅衆心也（嚴は、威嚴を以て衆心を肅すなり）」（宋・王哲注）と述べられ、「威」を包括するものとみなしてよいであろう。

2、仁↓克↓功の展開

この文では、將軍は仁でなければならぬ、仁でなければ軍は克つことがなく、軍が克つことがなければ軍は功績をあげることができない、と説く。前掲の五常でも第一に置かれるように、儒家の價值観でいえば「仁」は最高の徳であり、『禮記』儒行篇に、

溫良者、仁之本也。敬慎者、仁之地也。寬裕者、仁之作也。孫接者、仁之能也。禮節者、仁之貌也。言談者、仁之文也。歌樂者、仁之和

也。分散者、仁之施也。儒皆兼此而有之、猶且不敢言仁也。其尊讓有如此者。

溫良は、仁の本なり。敬慎は、仁の地なり。寬裕は、仁の作なり。孫接は、仁の能なり。禮節は、仁の貌なり。言談は、仁の文なり。歌樂は、仁の和なり。分散は、仁の施なり。儒は皆此を兼ねて之を有てども、猶ほ且つ敢へて仁を言はざるなり。其の尊讓此の如き者有り。

という^⑥。それに對し、「將義」篇では「仁」は「義」の次に置かれ、「剋（克）」と關連づけられている。『孫子』でも「仁」は「智」「信」の次に置かれ、「仁者、愛人憫物、知勤勞也（仁は、人を愛し物を憫み、勤勞を知るなり）」（杜牧注）、「仁能附衆（仁は能く衆を附す）」（梅堯臣注）、「仁者、惠撫側隱、得人心也（仁は、惠撫側隱、人心を得るなり）」（王哲注）、「仁以附衆、……（中略）……衆附愛則思力戰（仁は以て衆を附し、……衆附して愛すれば則ち力めて戰ふを思ふ）」（『潛夫論』勸將篇^⑦）と狹義の意味で用いられている。「譯注」では、『六韜』龍韜・奇兵篇の「將不仁、則三軍不親（將が仁ならざれば、則ち三軍親しまず）」を根據として「仁でなければ全軍が親しまないため」と解釋した。しかし、「仁」と「克」との直接の關係は明確には述べられていない。

そこで「仁」と「克（勝）」の關係について明確に述べているものを探してみると、『司馬法』天子之義篇に、「以禮爲固、以仁爲勝、既勝之後、其教可復、是以君子貴之也（禮を以て固めと爲し、仁を以て勝を爲し、既に勝ちしの後、其の教復すべし、是を以て君子之を貴ぶなり）」とあり、施注に、

以仁爲勝者、仁則能愛人者、人當愛之。視卒如愛子、可與之俱死、而又仁人之兵、如時雨降、將俯伏歸從之不暇、又何敢敵者哉。傳曰、仁者無敵、又曰節制不可以敵仁義、則仁之爲勝也如何。湯之克寬克仁而克夏、武之發政施仁克商、則仁之爲勝也可知。

仁を以て勝ちを爲すとは、仁なれば則ち能く人を愛す者にして、人當に之を

愛すべし。卒を視ること愛子の如くすれば、之と俱に死すべし、而も又仁人の兵は、時雨降るが如し、將に俯伏して之に歸從せんとすること暇あらず、又何ぞ敢へて敵する者あらんや。傳に曰く、仁ある者は敵無し、又曰く節制は以て仁義を敵とするべからず、則ち仁の勝ちを爲すことや如何。湯の克く寛にして克く仁にして夏に克つ、武の政を發して仁を施し商に克つは、則ち仁の勝ちを爲すや知るべし。

とある。「視卒如愛子、可與之俱死」は『孫子』地形篇、「仁者無敵」は『孟子』梁惠王上篇の引用、「節制不可以敵仁義」は『荀子』議兵篇に「桓文之節制、不可以敵湯武之仁義」とある。施注では「仁」を「仁義」と同じと見なしているが、つまり前述の『白虎通德論』で述べられている「仁」施生愛人にもとづく解釋であり、上に立つ者が恩愛を施すことによつて下の者が多く歸屬することが勝ちにつながるという。また、『荀子』議兵篇に「士民不親附、則湯武不能以必勝也。故善附民者、是乃善用兵者也。故兵要在乎善附民而已（士民親附せざれば、則ち湯武も以て必ず勝つこと能はざるなり。故に善く民を附す者、是れ乃ち善く兵を用ふる者なり。故に兵の要は善く民を附するに在るのみ）」とあり、前掲の『孫子』注「仁能附衆」と同様のことを述べている。『說苑』指武篇には「春秋記國家存亡、以察來世、雖有廣土衆民、堅甲利兵、威猛之將、士卒不親附、不可以戰勝取功（春秋國家の存亡を記し、以て來世を察するに、廣土衆民、堅甲利兵、威猛の將有りとも雖も、士卒親附せざれば、以て戰勝して功を取るべからず）」とあり、まさに「仁」＝「附衆」「士卒親附」が「戰勝取功」につながっている。

なお、1で掲げたように『司馬法』『六韜』六守篇が仁を第一としているのは、將の要件というよりもむしろ君主に求められる要件であるからであろう。「先王之道、以仁爲首。兵家之流、用智爲先（先王の道は、仁を以て首と爲す。兵家の流は、智を用ふるを先と爲す）」（『孫子』計篇の杜牧注）といわれるように、君主と將とでは立場が異なり、價值觀も異なつて當然で

ある。『司馬法』は『漢書』藝文志では禮として扱われ、『六韜』も文王・武王と太公の對話形式で、兵のみならず政治にも言及した部分が多い。したがつて、より「先王之道」を意識した内容であるからであろう。

3、徳↓力↓利の展開

この文では、徳が無ければ力が無く、力が無ければ三軍の利が得られない、と説く。『孫子』注では智・信・仁・勇・嚴といった要件に對して「將宜五徳備也（將は宜しく五徳備わるべきなり）」（魏・曹操注）、「此五者、爲將之徳（此の五者は、將の徳と爲す）」（唐・李筌注）とそれぞれを徳目の一つと見なしているが、ここでは「徳」が一つの要件として獨立して擧げられていて、「徳」を將の要件としているのは、先に擧げた兵書の中ではほかに『吳子』論將篇のみで、「其威、徳、仁、勇」として「將義」篇と同様に「仁」とも異なるものとして扱われている。劉寅注には「威、嚴・畏也。徳、恩・信也。仁、慈愛也。勇、果敢也（威は、嚴・畏なり。徳は、恩・信なり。仁は、慈愛なり。勇は、果敢なり）」という。また、『司馬法』天子之義篇に「徳義不相踰（徳義は相踰えず）」とあり、施注に、徳者本乎己者也。義則臨敵度宜而已、未至於徳也。三略曰、徳者人之所得、義者人之所宜。徳義之間一問耳、故易至於相踰、必有以別之、故不能相踰。

徳は己に本づく者なり。義は則ち敵に臨み宜しきを度るのみ、未だ徳に至らざるなり。三略曰く、徳は人の得る所、義は人の宜しきとする所、と。徳義の間は一問のみ、故に相踰ゆるに至り易し、必ず有ちて以て之を別つ、故に相踰ゆる能はず。

といい、「徳」と「義」とを區別している。施注に引用されている『三略』の文は下略に「道德仁義禮五者、一體也。道者人之所蹈、徳者人之所得、仁者人之所親、義者人之所宜、禮者人之所體、不可無一焉（道德仁

義禮の五者は、一體なり。道は人の蹈む所、徳は人の得る所、仁は人の親しむ所、義は人の宜しきとする所、禮は人の體する所にして、一も無かるべからず」とある。これによれば内部に「徳」をそなえた者が施すものが「仁」ということになるうか。

「徳」と「力」の関係については、『荀子』富國篇に、「故曰君子以德、小人以力。力者、徳之役也。百姓之力、待之而後功（故に曰く君子は徳を以てし、小人は力を以てす、力は徳の役なり。百姓の力、之を待ちて後に功あり）」とあり、楊倞注に「君子以德撫下、故百姓以力事上也（君子は徳を以て下を撫し、故に百姓は力を以て上に事ふるなり）」、「力爲徳所役使（力は徳の役使する所と爲る）」という。これにもとづけば君子が徳を施すことによつて下々の者が力を使つて上のために盡くす、という意味になる。

それが「三軍之利」になるといふのだが、「三軍之利」とは具體的にどういふことなのだろうか。「三軍」は「全軍」を指す。「利」は「故兵不頓利可全（故に兵頓れずして利全くすべし）」（『孫子』謀攻篇）のように利益、「凡此四軍之利」（『孫子』行軍篇）のように有利、或いは「堅甲利兵」のように鋭いという意味で使用される。「三軍之」と限定していることから考えると、ここでは國の利益ではなく、戦闘に有利または兵卒の利益になるものと考えべきで、文脈からすると「有利」の意味が適當かと思われる。下の者が有徳の將のために力を盡くすことが、軍を有利にするのである。

4、信↓令行↓專↓名の展開

この文では、信がなければならず、信がなければ命令が行われず、命令が行われなければ軍はひとつにならず、軍がひとつにならなければ功名があがらない、と説く。

『孫子』では將の要件である「信」について「信者、使人不惑於刑賞也

銀雀山漢簡「將義」篇に見る將の要件

（信は、人をして刑賞に惑はざらしむるなり）」（杜牧注）、「信能賞罰（信にして能く賞罰す）」（梅堯臣注）、「信者、號令一也（信は、號令して一ならしむるなり）」（王哲注）、「非信不可以訓人率下（信に非ざれば以て人に訓へ下を率ゐるべからず）」（宋・何氏注）と解されている。また、『荀子』議兵篇に「政令信者強、政令不信者弱（政令の信なる者は強、政令の信ならざる者は弱）」とあり楊倞注に「信、謂使下可信（信は、下をして信すべからしむを謂ふ）」といい、『韓非子』外儲説左上篇に「小信成則大信立、故明主積於信。賞罰不信、則禁令不行（小信成れば則ち大信立つ、故に明主は信に積む。賞罰信ならざれば、則ち禁令行はれず）」とある。總じて見ると、「信」は單なる「信賴」ではなく、特に命令や賞罰に結びつけて使われる傾向がある。この文でも、「信」は將の出す命令にかかることで、信が無ければ、兵士が疑いを抱き命令に従わず、ひとつになれないということである。したがつて、前述の『孫子』王哲注「信者、號令一也」がまさにこの「將義」篇の文と合致する。前掲の『司馬法』嚴位篇にも「以信專」とあり、同じ意味である。

「名」との関係について考えてみると、『孫子』形篇には「故善戰者之勝也、無智名、無勇功（故に善く戰ふ者の勝つや、智名無く、勇功無し）」と、功名をあげることは述べられず、むしろ實戰に至る前の段階において人に見えない形で勝利を得ることを最上としている。一方、『尉繚子』武議篇に「夫將提鼓揮枹、臨難決戰、接兵角刃。鼓之而當、則賞功立名、鼓之而不當、則身死國亡（夫れ將鼓を提げ枹を揮ひ、難に臨みて戰を決し、兵を接し刃を角ふ。之を鼓して當れば、則ち功を賞し名を立つ、之を鼓して當らざれば、則ち身死し國亡ぶ）」、『商君書』壹言篇に「夫民之從事死制也、以上之設榮名、置賞罰之明也（夫れ民の事に從ひて制に死すや、上の榮名を設け、賞罰を置くことの明らかなるを以てするなり）」とあり、戦功が褒賞と名譽に結びつくことが述べられている。つまり「名」は先に述べた「信」、すなわち賞罰・命令の制度が嚴正に行われ戦功を擧げたことに對し、目に見える形で表れた

結果である。

5、智勝・決

その他の要件である「智勝」と「決」については、残念ながら缺文のため、附帯する要素と得られる結果が不明だが、兵書におけるこの二つの要素について考えてみたい。

『孫子』は將の要件の最初に「智」を置いており、全篇を通してみても、状況判断および情報収集を重視している。「蓋智者、能機權、識變通也（蓋し智は、能く機權し、變通を識るなり）」（杜牧注）、「智能發謀（智は能く謀を發す）」（梅堯臣注）、「智者、先見而不惑、能謀慮、通權變也（智は、先に見て惑はず、能く謀慮し、通じて權變す）」（王皙注）とあり、前述のように『六韜』『司馬法』でも「智」は將の要件である。ただし、「將義」篇では「智勝」と限定されている。「譯注」の注でも引いたように、『孫子』に「故知勝者有五。知可以戰與不可以戰者勝、識衆寡之用者勝、上下同欲者勝、以虞待不虞者勝、將能而君不御者勝。此五者、知勝之道也（故に勝ちを知るに五有り。以て戰ふべきと以て戰ふべからざるとを知る者は勝つ、衆寡の用を識る者は勝つ、上下の欲を同じうする者は勝つ、虞を以て不虞を待つ者は勝つ、將の能ありて君の御せざる者は勝つ。此の五者は、勝を知るの道なり）」（謀攻篇）とあり、「智勝」とは様々な条件にもとづいて敵と味方のどちらが有利かを判断できるとのことである。

「決」については、前掲の『司馬法』嚴位篇に「以智決」、『六韜』龍韜・立將篇に「軍中之事、不聞君命、皆由將出。臨敵決戰、無有二心（軍中の事は、君命を聞かず、皆將より出づ。敵に臨み戦ひを決し、二心有ること無し）」、「軍勢篇に「故智者從之而不釋、巧者一決而不猶豫（故に智者は之に從ひて釋かず、巧者は一決して猶豫せず）」、「尉繚子』戰權篇に「必安其危、去其患、以智決之（必ず其の危を安んじ、其の患ひを去るは、智を以て之を決す）」、「三略』

四四

下略に「討賊報讎、義之決也（賊を討ち讎に報ゆるは、義の決なり）」、前掲の『淮南子』兵略訓に「所謂四義者、便國不負兵、爲主不顧身、見難不畏死、決疑不辟罪」とあり、處罰や戦いなどに關する決斷を表す。

ところで、先に掲げた他の兵書における將の要件のうち、『孫子』をはじめとして『六韜』『司馬法』『三略』など多くの書が擧げていながら、「將義」篇に見られないものが「勇」である。では「將義」篇では「勇」に言及しなかったのかといえ、筆者は、「勇」はこの「決」に關する文の中に附帯して發生する要素として入れられていたのではないかと考える。『孫子』注には「勇者、決勝乘勢、不逡巡也（勇は、勝を決して勢に乘じ、逡巡せざるなり）」（杜牧注）、「勇能果斷（勇は能く果斷す）」（梅堯臣注）、「非勇不可以決謀合戰（勇に非ざれば以て謀を決し合戰すべからず）」（何氏注）といひ、『淮南子』兵略訓に「兵靜則固、專一則威、分決則勇、心疑則北、力分則弱（兵は靜なれば則ち固、專一なれば則ち威、分決すれば則ち勇、心疑へば則ち北、力分かるれば則ち弱）」とあり、「決」と「勇」とは結びつくものである。あるいは「決」に「勇」の意味も包括されているとみなしてもよいだろう。

以上、「將義」篇で述べられている將の要件について検討してきたが、特徴として、「義」が禮法に合致する倫理・行爲規範、「信」が賞罰や命令に關わる信用、「名」が褒賞としての功名として扱われており、軍における制度に關わるものが多い。『孫子』計篇には「五曰法」「法者、曲制、官道、主用也」とあり、國と軍隊の組織や制度が如何に整っているかが勝利の要素として擧げられている。「將義」篇ではその要素をより將軍に求めており、「智」を最初に置いた『孫子』と比較して、組織の管理統率および賞罰等の制度の運営に重きを置いたものといえる。

二、銀雀山漢簡諸篇における「將」

前章では「將義」篇で述べられる將の要件について検討してきたが、ここでは「將義」篇と同じ銀雀山漢簡の諸篇に見られる將の要件と「將義」篇の思想との関連を考えていきたい。

1、銀雀山漢墓竹簡〔壹〕所收の書

『銀雀山漢墓竹簡〔壹〕』には、現傳の本と對照して『孫子』『六韜』『尉繚子』『晏子』とされた篇および關連の佚文、「孫子曰」とあり内容から『孫臏兵法』とされたもの、および『守法守令等十三篇』と名づけられた諸篇が収録されている。これらは「將義」篇が収録された『〔貳〕』の諸篇とは異なる書とされているものの、同じ墓に陪葬されており、『晏子』を除けばすべて兵に關連する内容であるので、思想にも何らかの關連があると考えられる。

『孫子』十三篇については前章でも引いたが、銀雀山漢簡の『孫子』佚篇のうち見吳王篇に「……□莫貴於威。威行於衆、嚴行於吏、三軍信其將畏（威）者、乘其適（敵）（□威より貴きは莫し。威衆に行はれ、嚴吏に行はれ、三軍信にして其の將の威ある者は、其の敵に乗ず）」とあり、「威」が民衆に對して行われ、「嚴」が吏に對して行われ、三軍の賞罰が明確で將に威がある場合は、敵に勝つことができる、と「威」を重んじている。これは「義」から「威」につなげて説く「將義」篇の思想と近いものだと考えてよいだろう。

「威」については前章でも軍の統率に欠かせないものと述べたが、特に『尉繚子』に頻出する語である。宋本では「凡兵、有以道勝、有以威勝、有以力勝（凡そ兵は、道を以て勝つ有り、威を以て勝つ有り、力を以て勝つ有り）」（戰威篇）、「見侮者敗、立威者勝（侮らるる者は敗れ、威を立つる者は勝

つ）」（攻權篇）、「愛在下順、威在上立、愛故不二、威故不犯。故善將者、愛與威而已（愛は下の順ふに在り、威は上の立つるに在り、愛するが故に二ならず、威あるが故に犯さず。故に善く將たる者は、愛と威とのみ）」（同）、「戰勝在乎立威、立威在乎戮力、戮力在乎正罰、正罰者所以明賞也（戰勝するは威を立つるに在り、威を立つは力を戮すに在り、力を戮すは罰を正すに在り、罰を正すは賞を明らかにする所以なり）」（兵教上篇）等と強調されている。銀雀山漢簡本『尉繚子』二にも「……□敗、威立者勝。凡將死其道者……□□□威在志位、志位不代（忒）、威乃……（……□敗れ、威立つ者は勝つ。凡そ將の其の道に死す者……□□□威は位を志すに在り、位を志して忒はざれば、威乃ち……）」と見える。『守法守令等十三篇』兵令篇にも「將有威則生、失威則死、有威則勝、毋（無）威則敗（將は威有れば則ち生き、威を失へば則ち死す、威有れば則ち勝ち、威無ければ則ち敗る）」とあり、この文は『群書治要』引く『尉繚子』の文と一致する²⁴。

『孫臏兵法』には前掲の「卒寡而兵强者、有義也」（見威王篇）のほか、兵の要素として、纂卒篇に「孫子曰、兵之勝在於纂（選）卒、其勇在於制、其巧在於執（勢）、其利在於信、其德在於道（孫子曰く、兵の勝は選卒に在り、其の勇は制に在り、其の巧は勢に在り、其の利は信に在り、其の德は道に在り）」、「孫子曰、德行者、兵之厚積也。信者、兵明賞也（孫子曰く、德行は、兵の厚積なり。信は、兵の明賞なり）」と見える。ここでは「勇」は兵の制度にかかると、「利」は「信」賞が明らかなることにかかると、「德」は「道」にかかるとする。さらに纂卒篇の殘簡に「……□□令、一曰信、二曰忠、三曰敢。安忠。忠王。安信。信賞。安敢。敢去不善。不忠於王、不敢用其兵。不信於賞、百生（姓）弗德。不敢去不善、百生（姓）弗畏（……□□令、一に曰く信、二に曰く忠、三に曰く敢。安くにか忠なる。王に忠たり。安くにか信なる。賞に信なり。安くにか敢なる。不善を去るに敢なり。王に忠たらざれば、其の兵を用ふるに敢ならず。賞に信ならざれば、百姓德とせず。去不

善を去るに敢ならざれば、百姓畏れず」と見える。缺文のために「令」字の上が不明で、兵全體あるいは將について述べているのかわからないが、この文でも「信」は「賞」と結びつけられている。「敢」は上述の「決」および「勇」に近いものと見てよいだろう。さらに「畏」と結びつけられていることから、「威」にもつながる。但し、「忠」は「將義」篇には無かった要素であり、またここでは「信」↓「徳」という展開が「將義」篇とは異なるところである。

また、八陣篇には「孫子曰、知（智）不足、將兵自侍（恃）也。勇不足、將兵自廣也。不知道、數戰不足、將兵幸也（孫子曰く、智足らざれば、將兵自ら恃むなり。勇足らざれば、將兵自ら廣くするなり。道を知らざれば、數しば戰ひて足らず、將兵は幸なり）」、陳忌問壘篇の殘簡に「……而先智（知）勝不勝之謂智（知）道。已戰而智其所……（……而して勝つと勝たざるを先知する道を知らずと謂う。已に戰ひて其の……所を智……）」、「……所以智（知）敵、所以曰智。故兵無……（……敵を知る所以、智と曰ふ所以。故に兵は……無し……）」とあり、「智」および「勇」を兵における重要な要素であると考えていることが窺える。

2、『銀雀山漢墓竹簡（貳）』論政論兵之類の諸篇

「將義」篇と同じく論政論兵之類に分類された五十篇のうち、他に將について述べられたものに、一「將敗」篇、二「將失」篇、三「將徳」篇および四「將過」篇がある。「將敗」「將失」という篇題は簡に明記されていたものであるが、「將徳」「將過」は整理小組が内容からつけた篇題である。この章ではこれらの篇の内容と「將義」篇との共通点を考

「將敗」篇

● 將敗。一曰不能而自能。二曰驕。三曰貪於位。四曰貪於財。【五曰□。】六曰輕。七曰遲。八曰寡勇。九曰勇而弱。十曰寡信。十一……十四曰寡決。十五曰緩。十六曰怠。十七曰□。十八曰賊。十九曰自私。廿曰自亂。多敗者多失。

● 將の敗。一に曰く、能くせざれども自ら能くすとす。二に曰く、驕る。三に曰く、位に貪る。四に曰く、財に貪る。【五に曰く、□。】六に曰く、輕んず。七に曰く、遲し。八に曰く、勇寡なし。九に曰く、勇なれども弱し。十に曰く、信寡なし。十一……十四に曰く、決寡なし。十五に曰く、緩し。十六に曰く、怠る。十七に曰く、□。十八に曰く、賊す。十九に曰く、自ら私す。廿に曰く、自ら亂す。敗多き者は失多し。

この篇では軍の敗北につながる將の缺點が述べられている。「將義」篇とは「十日寡信」「十四日寡決」の「信」「決」が共通している。なお、ここでは「寡勇」「勇而弱」とも述べられており、「勇」と「決」が別のものとして扱われている。

「將失」篇

この篇は全部で三十二の失敗する状況を列挙しており、整理小組は、字體からものは「將敗」篇と一篇だったのではないかとしている。やや長いので全文を引くのは省略するが、「一曰、失所以往來、可敗也（二に曰く、往來する所以を失へば、敗るべきなり）」のように具體的な状況も挙げられており、すべてが將の人的要素に關わるものというわけではない。その中で「將義」篇に述べられていることと結びつくものを抜き出すと、「四曰、令不行、衆不壹、可敗也（四に曰く、令行はれず、衆壹ならざれば、敗るべきなり）」、「廿一日、多疑、衆疑、可敗也（廿一日に曰く、疑多くして、衆疑へば、敗るべきなり）」がある。「多疑、衆疑」は直接「信」について述べて

いるわけではないが、「將敗」篇の「寡信」と近く、「信」に關わるものである。

「將德」篇

……赤子、愛之若狡童、敬之若嚴師、用之若土蓋（芥）、將軍【之□也】

將不兩生、軍不兩存、將軍之【□也】……

……而不御、君令不入軍門、將軍之恆也。入軍

……不失、將軍之知（智）也。不輕（輕）寡、不泐（劫）於適（敵）、

慎終若始、將軍之敬也。叔（弔）死問傷、食饑飮（飽）、與□……□、

將軍之惠也。賞不檢（逾）日、罰不霽（還）面、不維其人、不何

其期、犯禁不□、將【軍之□也】……

外辰、此將軍之德也。

……赤子、これを愛しむこと狡童の若くし、これを敬ふこと嚴師の若くし、

これを用ふること土芥の若くするは、將軍【の□なり】。

將は兩つながらは生きず、軍は兩つながらは存せざるは、將軍の【□なり】。

……而して御せず、君の令は軍門に入れざるは、將軍の恆なり。入軍……

……失はざるは、將軍の智なり。寡を輕んぜず、敵に劫かされず、終りを慎

むこと始めの若くするは、將軍の敬なり。死するものを弔ひ傷ふものを問ひ、

饑飮に食らはせ、與□……□、將軍の惠なり。賞するに日を逾えず、罰する

に面を還らさず、其の人を維がず、不何

……其の期、禁を犯して□せざるは、將【軍の□なり】……

外辰、此れ將軍の徳なり。

この篇も缺文のため不明な點が多いが、將がそなえるべき要素について述べている。あきらかに讀めるのは「恆」「智」「敬」「惠」「徳」であるが、「將義」篇と共通する「智」「徳」については詳細が明らかでない。

賞罰に關わる「賞不檢（逾）日……」については、これまで述べてきたことから考えると「信」ではないかと思われるが、確かではない。

なお、論政論兵之類諸篇の中で、「將軍」という詞を使用しているのはこの篇のみであり、あるいはこの篇は他の篇とは異なつて獨立していたのかもしれない。とはいへ、「愛之若狡童」は『孫子』地形篇に見える「視卒如嬰兒、故可與之赴深谿。視卒如愛子、故可與之俱死（卒を視ること嬰兒の如し、故に之と深谿に赴くべし。卒を視ること愛子の如し、故に之と俱に死すべし）」に通じ、「君令不入軍門」は『孫子』九變篇の「君命有所不受」に通じる等、多くの兵書に共通することが述べられている。

「將過」篇

● 適（敵）將之過有十。將有勇而主（輕）死者、有急而心退者、有貪而好貨者、有仁而信【人者、有仁而慈衆】者、有知（智）而心怯（怯）者、有知（智）而精絜（潔）者、有知（智）而心緩者、有剛毅（毅）自用者、有稟（愷）而……勇而主（輕）死者可秀（誘）、急而心退者可久、貪而好貨者可洛（賂）、仁而信人者可詐、仁而慈衆者可先、知（智）而心怯者可戰、知（智）而精絜（潔）者可後、知（智）而心緩者可牧（謀）、剛頽（毅）自……

● 敵將の過ちに十有り。將に勇にして死を輕んずる者有り、急きて心退やかなる者有り、貪りて貨を好む者有り、仁にして【人を】信ずる【者】有り、【仁にして衆を慈しむ】者【有り】、智あれども心怯ゆる者有り、智あれども精潔なる者有り、智あれども心緩やかなる者有り、剛毅にして自ら用ふる者有り、愷くして……有り。……勇にして死を輕んずる者は誘ふべく、急きて心退やかなる者は久つべく、貪りて貨を好む者は賂ひすべく、仁にして人を信ずる者は詐くべく、仁にして衆を慈しむ者は先んずるべく、智あれども心怯ゆる者は戦かしむべく、智あれども精潔なる者は後にすべく、智あれども

心緩やかなる者は謀るべく、剛毅にして自ら……

この篇は「敵將之過」といい、自軍の將ではなく、敵將の人格の缺點を分析し對應することについて説いたもので、内容は『六韜』龍韜・論將篇の一部と重なる。²⁴ここでは「勇」「仁」「智」が良い要素として挙げられながら、その要素に缺點が附帯するために弱点となる場合が述べられている。つまり、これらの要素には逆に缺點となる可能性があり、最も重要な要素とはできないということ、「義」を第一とした「將義」篇と通じるのではないだろうか。

なお、『孫子』の唐・賈林注には「專任智則賊、偏施仁則懦、固守信則愚、恃勇力則暴、令過嚴則殘。五者兼備、各適其用、則可爲將帥（専ら智に任ずれば則ち賊、仁を施すに偏すれば則ち懦、固く信を守れば則ち愚、勇力に恃めば則ち暴、令して嚴に過ぐれば則ち殘。五者兼ねて備へ、各おの其用に適へば、則ち將帥と爲すべし）」とあり、『孫子』で述べられる要件も、バランスよく兼ね備えることが必要であると説かれている。

以上、將に關連した篇を見てきたが、いずれも「將義」篇と共通した要素が見られ、思想の關連が考えられた。「將敗」篇では「信」と「決」、「將失」篇では「令不行↓不壹」と「信」に關わる「疑」、「將德」篇では「智」と「德」と「信」に關わる賞罰、「將過」篇では「仁」「智」が缺點とともに述べられ、「義」を第一とする「將義」篇と通じる。

さらに、補足として、論政論兵之類三八「民之情」篇を挙げておきたい。²⁵この篇は、明確に篇題を示すものは無いが、文末が「……民之請（情也）」という文で構成されていることから整理小組が名づけたものである。文中に「兵」という語は出てこないが、「可與堅戰固守（與に堅く戦ひ固く守るべし）」等とあり、篇全體が兵に關するものだと見なしてよいだろう。

この篇では、「卿大夫官吏士民之守職也固、民死分（卿大夫・官吏・士

民の職を守るや固ければ、民分に死す）、」「知所輕所重之分、而俗高賢。俗高賢而民志。民志、可與犯難（輕んずる所と重んずる所との分を知り、而して俗賢を高ふ。俗賢を高へば民志す。民志せば、與に難を犯すべし）」、「士卒共甘苦、卧（赴）堅（艱）難、但（冒）白刃、蒙矢石、民難敵、民之請（情）也（士卒【と】甘苦を共にせば、艱難に赴き、白刃を冒し、矢石を蒙れども、民敵れ難し）」、「賞罰信、功貴勞利、所以致顯榮佚（逸）樂之涂（途）陝（狹）、民勸賞狠（畏）罰、民之請（請）也（賞罰信あり、功あれば貴ばれ勞あれば利せらるれば、顯榮佚樂を致すの途に（狹）〔狹〕る所以にして、民賞に勸め罰を畏る）」と、節度・職分を明確にし、賞罰が嚴格に行われることの重要性を説く。但し、「傳曰、用衆無得於八者、而欲徒以刑罰威之、難以用衆（傳に曰く、衆を用ひんとして八者を得ること無く、而して徒らに刑罰を以て之を威さんと欲すれば、以て衆を用ひ難し）」と刑罰に比重をかけることを戒め、民の心情をよく理解したうえで用いることを説いている。

さらに、この篇では「民知分死誼（義）（民分を知れば義に死す）」と「誼」字が使用され、整理小組は「義」の通假字としている。整理小組は特に注をつけておらず、譯注では、「誼」と「義」の通假例を挙げ、また『司馬法』嚴位篇「凡人、死愛、死怒、死威、死義、死利（凡そ人は、愛に死し、怒に死し、威に死し、義に死し、利に死す）」、『呂氏春秋』季秋紀・知士篇「夫士亦有千里、高節死義、此士之千里也（夫れ士も亦千里有り、高節にして義に死するは、此れ士の千里なり）」、離俗篇「令此處人主之旁、亦必死義矣（此をして人主の旁に處らしむれば、亦必ず義に死せん）」を「死義」の用例として引いたが、通假字として使用されているだけでなく、義Ⅱ誼²⁶として禮法に合致する規範であることがより明確にされていると考えることもできよう。ここでも「將義」篇と同じく「義」が重んじられ、「義」が職分や賞罰という制度・規範につながるものであることが窺える。²⁶

三、結び

以上、「將義」篇に見られる將の要件と、諸書および銀雀山漢簡に見られる將についての文を検討してきた。

「將義」篇で將の第一要件として求められている「義」とは、禮法制度の基盤としての倫理的規範であり、それと確固として備えていることが要求されている。それが制度の嚴格化につながり、軍全體の威嚴となり、兵卒に死力を盡くさせることができる。第二要件である「仁」は惠愛を與えることにより下の者が歸屬し、勝ちにつなげられる。第三要件である「德」は下の者を惹きつけて力を出させるようにし、軍を有利にする。第四要件である「信」は賞罰・命令を明確にし嚴格に行うことであり、それによって軍が一つになり、功名が擧げられることにつなげられる。第五要件である「智勝」は情報収集と分析、最後の要件とされた「決」は「勇」を含む決斷力である。

こうして見てみると「義」「信」はいずれかといえば客觀的に目に見えて明らかにしやすいもの、「仁」「德」はそれを内部で支えるものと考えることができよう。つまり「義」「信」、倫理規範と制度賞罰はシステムであり、いわば公的なものであるが、「仁」「德」はその人自身に關わってくる内的な要素である。「仁」「德」が具體的に民にとつて目に見える形として表されたものが「義」「信」と言ってもよいかもしれない。そして、「義」を第一要件においた「將義」篇では、より明確に目に見える制度・賞罰が重んじられている。これは前述のように、銀雀山漢簡の諸篇を通じて見られる傾向である。

先にも述べたが、これは諸兵書の中では特に「威」を重んじた『尉繚子』に通じる。『尉繚子』の成立年代は定かでは無いが、尉繚子は戰國時代の梁（魏）と關わりのある人物とされ、内容を見ると軍制・紀律、信

賞必罰を重視し、法家と通じるものがある。²⁷⁾第一章で引いた書を見て、『荀子』『商君書』等、法家に近い思想のものが多し。

こうした思想には、戰國時代という亂世ならではの背景がある。諸侯は群雄割據し、軍の規模は擴大化し兵卒の人数が多くなつた。また様々な思想が現れ、價値觀が多様化した時代でもある。そうすると、人徳という内部のものだけに頼ることが難しくなり、また將の性格上の缺點に起因する敗北の事例も蓄積した。そこで、法家が目指したような、システムとしての倫理規範および制度と、それを正確に運営し、統率力を持つ人材が求められたのではないか。『孫子』には「若驅群羊、驅而往、驅而來、莫知所之（群羊を驅るが若し、驅られて往き、驅られて來るも、之く所を知る莫し）」（九地篇）と何も知らない兵卒を戦わざるを得ない状況に追い込んで動かすことが説かれているが、それは小規模だからこそ可能なことである。兵卒の数が増え、人も流動的になるに従つて、賞罰という目に見えるものを示して兵卒を確保し、動かすことが必要になつてきた。白川靜氏は春秋時代から戰國時代の思想の變化について、「傳統は滅び、ながい分裂と抗争とが、すべてを荒廢させていた。問題を、人間の内面のものとして解決することは、不可能となつている。また列國の歴史的作用も、すでに終りに近づいている。いまや天下を、その政治的對象として考えなければならぬ。明確に客體化しうるような、新しい原理が要求される。」²⁸⁾と述べ、内面の世界からノモス（公共性の原理）＝道徳や法律の世界への移行を論じている。システムとしての倫理規範はまさにそのノモスの世界を反映したものといえよう。『孫子』で第一要件として擧げられていた「智」の重要性が低くなつたのは、情報収集は既に前提事項となり、それよりも軍全體の統率・管理がさらに重んじられるようになったからであろう。この「將義」篇の内容はその變化を如實に表しており、そのことから『孫子』の思想が『孫臏兵法』や「貳」に収録さ

れた論政論兵之類の諸篇よりもやや早い時代のものを反映していると考えられる。

加えて、「將義」篇と第二章で取り上げた「將德」は將の要件、「將敗」「將失」「將過」は、將の缺點・過失を列擧しており、將の選抜が如何に重要視されていたかが読み取れる。銀雀山漢簡を所有していた人物が、將を任用しようとしていたのか、任用する人に進言する立場にあったのか、あるいは自分が就くためであったのかは不明だが、彼の將への要件についての關心の高さと、戰國時代から漢代にかけてこのような將に関する文章が多く書かれていたであろうことが窺える。『吳子』論將篇然り、『六韜』龍韜・論將篇および選將篇然り、唐・李筌『太白陰經』にはそれらに加え、人相によつて將を選ぶ方法（鑑人篇）までが収録されている等、將の人材選びは時代を問わず兵にとつての重大な課題であつたのである。

前述の如く、これらは春秋戰國時代にかけての多くの戰亂の經驗から蓄積・分析された結果である。成功は偶然の産物という可能性もあるが、失敗は原因が明らかであり、失敗から學ぶことが確實であると考へたのである。論政論兵之類に分類された篇には、篇題が分かっているものだけでも、「兵之恆失」「爲國之過」「務過」「三亂三危」「有國務過」「患之」と國の危機になる狀況、敗北の原因などを分析して戒めとする内容の篇が多い。それは『孫子』の「故明君慎之、良將警之、此安國全軍之道也（故に明君は之を慎み、良將は之を警む、此れ國を安んじ軍を全うするの道なり）」（火攻篇）の思想と通じ、また銀雀山漢簡の所有者の考へが反映されているものであるといえよう。

最後に餘説だが、身體部位への配當について考へてみたい。「將義」篇では「義」を首、「仁」を腹、「德」を手、「信」を足、「決」を尾に配當

している。「智」は缺文のため不明だが、「心」「耳目」「股」等が考えられる。このような徳目や身體部位の配當といえは『易』が想起される。『易』説卦傳に「乾爲首、坤爲腹、震爲足、巽爲股、坎爲耳、離爲目、艮爲手、兌爲口」とあり、これに當てはめてみると義Ⅱ乾、仁Ⅱ坤、德Ⅱ艮、信Ⅱ震となるが、『周易乾鑿度』の五常説では仁Ⅱ震、信Ⅱ坎、義Ⅱ兌、智Ⅱ中央であり、一致しない。管見では他に首・腹・手・足・尾といった同様の部位をセットにして何かを配當した例が見つけられず、そもそも「尾」が入っていることから、人體への配當ではなく、五行説や『易』の配當とは關係が無さそうに思われる。

では何故「尾」が入っているのか。「尾」といえば、『孫子』九地篇に「故善用兵者、譬如率然。率然者、常山之蛇也、擊其首則尾至、擊其尾則首至、擊其中則首尾俱至（故に善く兵を用ふる者は、譬ふれば率然の如し。率然は、常山の蛇なり、其の首を撃てば則ち尾至り、其の尾を撃てば則ち首至り、其の中を撃てば則ち首尾俱に至る）」とあり、宋・何去非『何博士備論』ではこの文を引いて「此言其陣之分也。以陣而必分、則凡兵之大勢者可知也（此れ其の陣の分かつを言ふなり。陣して必ず分かつを以てす、則ち凡そ兵の大勢なる者知るべきなり）」（符堅論上）と布陣のこととし、宋・許洞『虎鈴經』でも「凡四陣逐部結陣之法、横七隊爲首、横七隊爲身、横六隊爲尾（凡そ四陣の逐部結陣の法、横七隊は首と爲し、横七隊は身と爲し、横六隊は尾と爲す）」（教旗篇）と布陣するさいに部隊を首・身・尾と分けている。『孫臏兵法』威王問篇にも「必臧其尾、令之能歸（必ず其の尾を臧し、之をして能く歸らしむ）」とあり、整理小組の注によれば「尾」は後方部隊のことである。『握奇經』などに記される陣にも蛇をはじめ虎や鳥など動物の姿になぞらえたものが見え、「尾」は兵に携わる者には馴染みのあるものである。「義」を首として「決」を尾としたことには前掲の『三略』「義之決也」、『白虎通徳論』「義者、宜也、斷決得中也」とあるごとく、二者の關係を示すものと

も考えられる。

いずれにせよ、上記のようにシステムである「義」を首、「信」を足とし、内部の要因に關わる「仁」を腹、「德」を手と、「義」と關係する「決」を尾にと、うまく配置して譬えた發想は優れたものだといえるだろう。

注

- ① 山東省博物館・臨沂文物組「山東臨沂西漢墓發現《孫子兵法》和《孫臏兵法》等竹簡的簡報」(『文物』二二三號、一九七四年第二期)に發掘報告がある。また詳細は『銀雀山漢墓竹簡(壹)』(文物出版社、一九八五年)、『銀雀山漢墓竹簡(貳)』(文物出版社、二〇一〇年)の「編輯說明」參照。
- ② 「將義」という篇題は最初の簡の裏側に書かれていた。しかし篇末の表にも「將義」という題名が書かれており、整理小組は文義から考えて、「將義」という題名が正しいのではないかとしている。あるいは、「將義」はこの章の題名で、さらに續く章があり、全體の篇題が「義將」であったという可能性もある。例えば、同じ銀雀山漢簡『孫子』實虛篇の末尾には「●神要」(簡番號六七)と書かれており、章題ではないかとされている。
- ③ 以下、『孫子』の本文と諸注は、楊丙安『十一家注孫子校理』(新編諸子集成、中華書局、一九九九年)に據る。
- ④ 以下、『六韜』の本文は『中國兵書集成』1(解放軍出版社、遼寧書社、一九八七年)所收の中華學藝社影宋刻武經七書本に據る。なお論將篇にはこの文につづき將の避けるべき要素として、「所謂十過者、有勇而輕死者、有急而心速者、有貪而好利者、有仁而不忍人者、有智而心怯者、有信而喜人者、有廉潔而不愛人者、有智而心緩者、有剛毅而自用者、有懦而喜人者、勇而輕死者、可暴也。急而心速者、可久也。貪而好利者、可誑也。仁而不忍人者、可勞也。智而心怯者、可窘也。信而喜人者、可誑也。廉潔而不愛人者、可侮也。智而心緩者、可襲也。剛毅而自用者、可事也。懦而喜人者、可欺也」とする。
- ⑤ 以下、『吳子』の本文は『中國兵書集成』1所收の中華學藝社影宋刻武經七書本に據る。

銀雀山漢簡「將義」篇に見る將の要件

⑥ 以下、『尉繚子』の本文は『中國兵書集成』1所收の中華學藝社影宋刻武經七書に據る。なお、「上不制於天、下不制於地、中不制於人」の三句は武議篇にも見られる。

⑦ 以下、『三略』の本文は『中國兵書集成』2(一九八八年)所收の中華學藝社影宋刻武經七書本に據る。

⑧ 以下、『淮南子』の本文および諸注は劉文典撰・殷光熹點校『淮南鴻烈集解』(安徽大學出版社・雲南大學出版社、一九九八年)に據る。

⑨ 『字通』、平凡社、一九九六年に據る。

⑩ 『白虎通德論』本文は古典研究會『和刻本漢籍隨筆集』第十集(汲古書院、昭和四十九年)所收の寛文二年(一六六二)印本に據る。

⑪ 以下、『司馬法』の本文および注釋は王震撰『司馬法集釋』(新編諸子集成續編、中華書局、二〇一八年)を使用した。『司馬法』以外の兵書に對する金・施子美の注は『施氏七書講義』(『中國兵書集成』8、一九九二年所收の日本文久三年刻本)、明・劉寅の注は『武經七書直解』(『中國兵書集成』10・11、一九九〇年所收の丁氏八千卷樓藏書影印本)に據る。

⑫ 『太平御覽』は四部叢刊三編所收の上海涵芬樓影印靜嘉堂文庫藏宋刊本に據る。

⑬ 李零譯注『司馬法譯注』(『新注新譯 兵家寶鑑』所收、河北人民出版社、一九九一年)に據る。

⑭ 以下、『荀子』の本文と注は董治安・鄭傑文・魏代富整理『荀子匯校匯注附考證』(鳳凰出版社、二〇一八年)に據る。

⑮ 以下、『韓非子』の本文は清・王先謙撰『韓非子集解』(新編諸子集成、中華書局、一九九八年)に據る。

⑯ 『十三經注疏整理本 禮記正義』(北京大學出版社、二〇〇〇年)に據る。

⑰ 後漢・王符撰、清・汪繼培箋、彭鐸校正『潛夫論箋校正』(新編諸子集成、中華書局、一九八五年)に據る。この文は『孫子』の文に對する解説文である。なおここに引かれる『孫子』の文には、「將者、智也、仁也、敬也、信也、勇也、嚴也」と「敬」が付加されている。

⑱ 漢・劉向撰、向宗魯校證『說苑』(中國古典文學基本叢書、中華書局、一九八七年)に據る。

- ①⑨ 蔣禮鴻撰『商君書錐指』（新編諸子集成、中華書局、一九八六年）に據る。
- ②⑩ 整理小組は第二篇を攻權篇の文だとしている。
- ②⑪ 『守法守令等十三篇』兵令篇は、整理小組によれば宋本『尉繚子』の兵令篇と内容がほぼ同じだが、書式や筆跡が違うため分けたという。『群書治要』卷三十七に「將有威則生、無威則死、有威則勝、無威則敗」とある（四部叢刊所收の上海涵芬樓影印日本天明七年刊本に據る）。
- ②⑫ 「將敗」篇・「將失」篇の譯注は『銀雀山漢墓竹簡（貳）』譯注（一）（『學林』第六十號、二〇一五年三月）、「將德」篇・「將過」篇の譯注は『銀雀山漢墓竹簡（貳）』譯注（五）に掲載。
- ②⑬ 拙論「銀雀山漢簡「論政論兵之類」諸篇の關係について」（『學林』第六十號）で、論政論兵之類の諸篇は、篇題の體裁および類似の句を使用していること等から、いくつかのグループに分けられることを論じた。
- ②⑭ 整理小組は、『六韜』の文に似ているが、銀雀山漢簡本『六韜』とは體裁や筆跡が異なり、冒頭に文王或いは武王の太公への問い掛けも無いことから、別の兵書に屬するものとして扱ったとしている。
- ②⑮ 「民之情」篇の譯注は『銀雀山漢墓竹簡（貳）』譯注（八）（『學林』第六十七號、二〇一八年一月）に掲載。
- ②⑯ なお、論政論兵之類五十篇のうち、「義」が字義通り使われているのは「將義」篇のみで（他は一ヶ所のみ「議」の借字として使用）、「宜」字が使用されているのは七「爲國之過」篇の「而國利所在失宜」、二九「有國務過」篇の「……宜、務進功勞」、四〇「有主以爲任者」篇の「樂失德宜……」、四一「自危自忘」篇の「……宜……宜、合於自……」の四ヶ所である。このうち四〇・四一は篇題の體裁が不明だが、七と二九は篇題を簡の表に書くという體裁で共通しており、「將義」篇とは體裁を異にする。「義」と「宜」が違うものとして使用されていた可能性もあるが、あるいは「義」と「宜」字の使い方によって篇のグループの所屬を分けることができる可能性もある。また、吳九龍『銀雀山漢簡釋文』（文物出版社、一九八五年）所收の未分類の殘簡には、整理番號0865「……□不可持法宜不可据吏大夫」、1074「……而宜失宜失賢過材不用國……」、2232「……國職不可持法宜不」、2277「……□藉（籍）於民用之不宜者也……」等と「宜」の字を含むものが複数あることからすると、銀雀山漢簡では「義」字よりも「宜」字の方がよく使われていたようである。
- ②⑰ 許保林『中國兵書通覽』中編・分論、第一章「兵法類上」第六節「尉繚子」（解放軍出版社、二〇〇二年）に據る。李解民氏は、『尉繚子』は一人の手に成るものではなく、戰國後期の魏の人によるものだとする（『尉繚子譯注』「前言」、河北人民出版社、一九九二年）。
- ②⑱ 『孔子傳』第四章「儒教の批判者」、中公文庫、平凡社、一九九一年。
- ②⑲ 『十三經注疏整理本 周易正義』（北京大學出版社、二〇〇〇年）に據る。
- ③⑰ 『周易乾鑿度』卷上に「孔子曰、八卦之序成立、則五氣變形。故人生而應八卦之體。得五氣以爲五常、仁義禮智信是也。夫萬物始出於震、震東方之卦也。陽氣始生、受形之道也。故東方爲仁。成於離、離南方之卦也。陽得正於上、陰得正於下、尊卑之象定。禮之序也。故南方爲禮。入於兌、兌西方之卦也。陰用事而萬物得其宜、義之理也。故西方爲義。漸於坎、坎北方之卦也。陰氣形盛、陽氣含閉、信之類也。故北方爲信。夫四方之義、皆統於中央、故乾坤艮巽、位在四維、中央所以繩四方行也、智之決也。故中央爲智。故道興於仁、立於禮、理於義、定於信、成於智。五者道德之分、天人之際也」とある（天津閣四庫全書本に據る）。
- ③⑱ 『何博士備論』は『中國兵書集成』6（一九九二年）所收の清嘉慶留香室刻本に據る。
- ③⑲ 『虎鈴經』は『中國兵書集成』6所收の北京大學圖書館所藏李盛鐸明刻本に據る。

※本研究はJSPS科研費JP19K00073の助成を受けた研究成果の一部である。

（本学文学部教授）